

[事案 28-313] 配当金支払請求

・平成 29 年 7 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人から満期時受取額が既払込保険料総額を下回ることがあることについての説明がなかったこと等を理由に、既払込保険料総額と満期時受取額の差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 10 月に契約したこども保険について、以下の理由により、既払込保険料総額と満期時受取額の差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、満期時受取額が既払込保険料総額を下回ることがあるとの説明を受けていない。
- (2) 育英年金は不要と要請したのに、育英年金の保障が付されたままであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、すえ置利率と配当金は変動する可能性があることを説明しており、満期時受取額が既払込保険料総額を下回ることがあることまで説明する義務はない。
- (2) 募集人は、育英年金は不要との要請は受けていない。また、育英年金は主契約で、設計書にも記載されており、申立人が自身の告知もしていること等も踏まえると、申立人主張の要請はなかったと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明義務違反は認められず、申立人が育英年金は不要と要請したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。